

北海道告示第10656号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月25日

北海道知事 鈴木 直道

(総務部所管分その3)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨   | 補助対象者   | 補助対象経費                 | 補助率等     | 交付申請書に添付すべき関係書類  | 実績報告書に添付すべき関係書類                             | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先                        | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|--|---|------------------------|----------|--|---|---|------------------|----|
| 1 私立高等学校等就学支援事業<br>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）に基づき、私立高等学校等の生徒等に対して、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下この項において「就学支援金」という。）を支給することにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。 | 私立高等学校等に在学する生徒等のうち、法第4条の規定に基づき、就学支援金の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者 | 法第6条の規定に基づき支給する就学支援金の額 | 10分の10以内 | 総務第2号様式<br>総務第6号様式<br>総務第7号様式<br>総務第8号様式<br>総務第19号様式<br>別に指示する様式 | 総務第2号様式<br>総務第17号様式<br>総務第18号様式<br>別に指示する様式 | 提出部数 1部<br>提出期限 別に指示する日<br>提出先 総務部教育・法人局学事課 |                  |    |